議案第78号

山陽小野田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月1日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 山陽小野田市職員の定年等に関する条例(平成17年山陽小野田市条例第35 号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条-第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制 (第6条-第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制 (第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

附則

第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を加える。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員」を「当該職員」に、「当該職務」を「当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」 の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こ と」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」 を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「そ の業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こ と」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、 「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から 起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職 員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定す る職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末 日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4 項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとさ れた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員については」を加え、 「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなっ た」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰 り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

- 第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職 (病院局に勤務する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。
 - (1) 山陽小野田市職員給与条例(平成17年山陽小野田市条例第51号) 第 9条第1項に規定する職
 - (2) 山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 17年山陽小野田市条例第194号)第4条に規定する職
 - (3) 山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 18年山陽小野田市条例第45号)第4条に規定する職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第2項に規定する条例で定める管理監督職勤務上限年 齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

- 第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。
 - (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、 降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条において「降任 等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係 る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任 等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を すること。
 - (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。
 - (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を 占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への 降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の

事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

- 第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。
 - (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当 該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができ ず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年

を超えることができない。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合には、 あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、 当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、 他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。
- 第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(市が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。)の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。
- 2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則 に次の見出し及び3項を加える。

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規 定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65 年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	6 1 年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	6 4 年

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、山陽小野田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年山陽小野田市条例第〇号。次項において「令和4年改正条例」という。)による改正前の第3条ただし書に規定する職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	6 5 年
------------------------	-------

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、

末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、 当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条 の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

- 第2条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の山陽小野田市職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の山陽小野田市職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に

設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務に ついて準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
 - (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項 又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
 - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務

員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第 1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することを いう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2 項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2 項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされ たことがあるもの

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定 年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする 常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績 その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任 期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
 - (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、 新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22 条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない 範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定 により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達

年度の末日以前でなければならない。

- 4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附 則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定 により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項 の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期にお ける勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語そ の他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該 暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合(市が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。)における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。
- 第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、 附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間 にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新条例第12 条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年 齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該 短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年

(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の 4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特 定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとす る短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員 が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占め ているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10 条において同じ。)に達しているもの(新条例第12条の規定により当該短 時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その 他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を 定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用 する。
- 第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第 22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号

に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの(新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用 する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

- 第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
 - (1) 施行日以後に新たに設置された職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する 職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に 規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方 公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

- 第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合に おける令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新 地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
 - (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

- 第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。)をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。
 - (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
 - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)
- 2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。
- 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)

を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、 新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13 条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用 短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該 新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達 している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職に あっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、 又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、 年齢60年とする。

議案第78号参考資料

山陽小野田市職員の定年等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
目次 第1章 総則(第1条) 第2章 定年制度(第2条一第5条) 第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条一第11条) 第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条) 第5章 雑則(第14条) 附則 第1章 総則(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。 第2章 定年制度	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。
(定年) 第3条 職員の定年は、年齢 <u>65年</u> とする。	(定年) 第3条 職員の定年は、年齢 <u>60年</u> とする。 <u>ただし、病院</u> 局に勤務する医師及び歯科医師の定年は、年齢65年と

(定年による退職の特例)

- 第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により 退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由がある と認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る 定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限 を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職 務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。た だし、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(同条 第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項にお いて同じ。) (同条第1項又は第2項の規定により延長され た異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日 において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この 条及び次章において同じ。) を占めている職員については、 第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長し た場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承 認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占め ている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して 3年を超えることができない。
 - (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員</u>の退職により<u>生ずる欠員を容易に補充することができず</u>公務の運営に著しい支障が生ずる<u>こ</u>と。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充すること

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とする ものであるため、<u>その職員</u>の退職により公務の運営に 著しい支障が生ずる<u>とき</u>。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性 があるため、<u>その職員</u>の退職による欠員を容易に補充

ができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

- (3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務</u>の遂行上重大な 障害となる特別の事情があるため、<u>当該職員</u>の退職により 公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由</u>が引き続き<u>ある</u>と認めるときは、<u>これらの期限の翌日から起算して</u>1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、<u>当該期限は、当該職員</u>に係る定年退職日<u>(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)</u>の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き</u>勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員については、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 (略)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

することができないとき。

- (3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務</u>の遂行上重 大な障害となる特別の事情があるため、<u>その職員</u>の退 職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由</u>が引き続き<u>存する</u>と認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、<u>その期限</u>は、<u>その職員</u>に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続いて</u>勤 務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合 には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第1項の事由が存しなくなった</u>と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 (略)

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

- 第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、 次に掲げる職(病院局に勤務する医師及び歯科医師が占める 職を除く。)とする。
 - (1) 山陽小野田市職員給与条例(平成17年山陽小野田市条例第51号)第9条第1項に規定する職
 - (2) 山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年山陽小野田市条例第194号)第4 条に規定する職
 - (3) 山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年山陽小野田市条例第45号)第4条 に規定する職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 <u>法第28条の2第2項に規定する条例で定める管理監</u> 督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

- 第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。
 - (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。以下この条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。

- (2) <u>人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以</u> 外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職 に、降任等をすること。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への 任用の制限の特例)

- 第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を 占める職員について、次に掲げる事由があると認めるとき は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理 監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から 同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この 章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えな い期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、 当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で 当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職 員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができ る。
 - (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障

が生ずること。

- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な 障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への 降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長 する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならな い。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制 (定年前再任用短時間勤務職員の任用)

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨 時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用 される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした 者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」 という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に 基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の 1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でそ の職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週 間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。 以下この条及び次条において同じ。) に採用することができ る。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようと する短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の 職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短 時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合におけ る定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限 りでない。
- 第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(市が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284 条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。)の 年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定 める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。
- 2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

<u>第5章</u> 雑則

(委任)

<u>第14条</u> この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。 (定年に関する経過措置)
- 2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで61年で令和7年4月1日から令和9年3月31日まで62年で令和9年4月1日から令和11年3月31日まで63年まで令和11年4月1日から令和13年3月31日まで64年日まで

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、山陽小野田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年山陽小野田市条例第〇号。次項において「令和4年改正条例」という。)による改正前の第3条ただし書に規定する職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。

附則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

<u>令和5年4月1日から令和13年3月31</u> 日まで 65年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員そ の他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員 及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定 する職員を除く。以下この項において同じ。) が年齢60年 に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情 報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。) (情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員で なかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行う べき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提 供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過するこ ととなった職員(以下この項において「末日経過職員」とい う。)を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から 同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあって は、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初 日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員 に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される 任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供 するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意 思を確認するよう努めるものとする。